

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	1-2-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(445,354(千円)) 581,174(千円)		全体事業費	(445,354(千円)) 581,174(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。					
事業概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸、請戸地区において 26 戸、計 111 戸の災害公営住宅を整備し、幾世橋地区第 1 期分平成 29 年 7 月、幾世橋地区第 2 期分平成 30 年 3 月、請戸地区令和 2 年 10 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低廉化を行う。					
＜事業の位置づけ＞					
【浪江町復興計画(第一次)】					
6. ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
○町内復興公営住宅の早期設置					
・自宅にすぐに帰還できない方(津波被災者を含む)についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針(平成 29 年 3 月までに準備するもの)					
(5) 住宅の確保					
③復興公営住宅の整備による住宅の確保					
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します					
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである					
当面の事業概要					
＜平成 29 年度～令和 4 年度＞					
家賃の低廉化に要する費用の補助					
平成 29 年度 17,526 千円(対象戸数:19 戸/総戸数:22 戸)					
平成 30 年度 92,751 千円(対象戸数:74 戸/総戸数:85 戸)					
令和元年度分 98,861 千円(対象戸数:79 戸/総戸数:85 戸)					
令和 2 年度分 108,379 千円(対象戸数:95 戸/総戸数:111 戸)					
令和 3 年度分 127,837 千円(対象戸数:99 戸/総戸数:111 戸)					
令和 4 年度分 135,820 千円(対象戸数:103 戸/総戸数:111 戸)					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。

関連する事業の概要

幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	1-3-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(61,700(千円)) 78,018(千円)		全体事業費	(61,700(千円)) 78,018(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸、請戸地区において 26 戸、計 111 戸の災害公営住宅を整備し、幾世橋地区第 1 期分平成 29 年 7 月入居、幾世橋地区第 2 期分平成 30 年 3 月入居、請戸地区令和 2 年 10 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低減を行う。</p> <p>&lt;事業の位置づけ&gt;</p> <p>【浪江町復興計画(第一次)】</p> <p>6. ふるさとを再生していくための取組み</p> <p>3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備</p> <p>(2) 生活環境の整備、市街地の再生</p> <p>○町内復興公営住宅の早期設置</p> <p>・自宅にすぐに帰還できない方(津波被災者を含む)についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます</p> <p>【浪江町復興まちづくり計画】</p> <p>Ⅲ 復興まちづくり方針</p> <p>1 避難指示解除に向けたまちづくり方針(平成 29 年 3 月までに準備するもの)</p> <p>(5) 住宅の確保</p> <p>③復興公営住宅の整備による住宅の確保</p> <p>・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します</p> <p>※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低減を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 29 年度～令和 4 年度&gt;</p> <p>家賃の低減に要する費用の補助</p> <p>平成 29 年度 2,353 千円(対象戸数:14 戸/総戸数 22 戸)</p> <p>平成 30 年度 12,385 千円(対象戸数:59 戸/総戸数 85 戸)</p> <p>令和元年度分 14,120 千円(対象戸数:67 戸/総戸数 85 戸)</p> <p>令和 2 年度分 15,712 千円(対象戸数:82 戸/総戸数 111 戸)</p> <p>令和 3 年度分 17,130 千円(対象戸数:83 戸/総戸数 111 戸)</p> <p>令和 4 年度分 16,318 千円(対象戸数:87 戸/総戸数 111 戸)</p>					

<b>地域の帰還・移住等環境整備との関係</b>
--------------------------

当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。
---

<b>関連する事業の概要</b>
------------------

幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備
--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<b>関連する基幹事業</b>
-----------------

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

<b>基幹事業との関連性</b>
------------------

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業	事業番号	1-6-1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(114,405 (千円)) 149,445 (千円)	全体事業費	(117,055 (千円)) 152,095 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、福島再生賃貸住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で福島再生賃貸住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。					
事業概要					
幾世橋地区において 80 戸の福島再生賃貸住宅を整備し、平成 29 年 9 月 11 日から入居となっており、入居する低所得者及び特に居住の安定を図るべき世帯に対し家賃の低廉化を行う。					
＜事業の位置づけ＞					
【浪江町復興計画（第一次）】					
6. ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
○町内復興公営住宅の早期設置					
・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）					
(5) 住宅の確保					
③復興公営住宅の整備による住宅の確保					
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します					
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う福島再生賃貸住宅と同等の目的・機能を持つものである。					
（事業間流用による経費の変更）平成 30 年 1 月 18 日					
浪江町の福島再生賃貸住宅において、入居者の居住の安定確保を図るため、家賃低廉化に係る費用を申請したが、供給計画と異なる金額を申請したため、改めて供給計画に伴う金額を申請。(1)-10-3 浪江町復興地域づくり総合事業から 3,092 千円(国費 2,319 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 5,178 千円(国費 4,530 千円)から 7,828 千円(国費 6,849 千円)に増額。					
当面の事業概要					
＜平成 29 年度～令和 4 年度＞					
家賃の低廉化に要する費用の補助					
平成 29 年度 5,178 千円 (対象戸数：36 戸/総戸数 80 戸)					
7,828 千円 (事業間流用後)					
平成 30 年度 29,040 千円 (対象戸数：66 戸/総戸数 80 戸)					
令和元年度 27,405 千円 (対象戸数：65 戸/総戸数 80 戸)					
令和 2 年度分 26,568 千円 (対象戸数：64 戸/総戸数 80 戸)					

令和3年度分 26,214千円（対象戸数：64戸/総戸数80戸） 令和4年度分 35,040千円（対象戸数：73戸/総戸数80戸）	
<b>地域の帰還・移住等環境整備との関係</b>	
当該事業に係る福島再生賃貸住宅整備地域は、役場本庁舎から近距離に位置し、まちづくりの核となる中心市街地域である。福島再生賃貸住宅の整備により、町の再生、移住等が促進されるものである。	
<b>関連する事業の概要</b>	
幾世橋地区において80戸の福島再生賃貸住宅を整備 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
<b>関連する基幹事業</b>	
事業番号	
事業名	
交付団体	
<b>基幹事業との関連性</b>	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	浪江町水道施設整備事業	事業番号	2-20-4
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(1,507,680(千円)) 1,510,199(千円)	全体事業費	(1,507,680(千円)) 1,510,199(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>・就労の場を確保し住民の帰還を促進するために、棚塩産業団地及び南産業団地、北産業団地を整備する。</p> <p>現状の管網での最大供給可能量は、3,700m<sup>3</sup>/日である。棚塩産業団地(4,000m<sup>3</sup>)及び南産業団地(1,840m<sup>3</sup>/日)、北産業団地(329m<sup>3</sup>/日)には、小野田取水場の系統から配水しており、既存取水能力及び配水管の口径では不圧及び供給不足となる。このため、上記産業団地整備に伴い、需要量の精査及び配水計画を再構築した上で必要な配水管整備を実施し、浪江町内での生活と企業活動に必要な不可欠な生活用水、工業用水等の確保により、町民帰還の促進と、雇用創出を図る。</p> <p>・井戸により生活をしてきた方が、東日本大震災及び原子力発電所事故による影響で井戸水が枯れた等により、同じ場所での生活再建が困難な状況にある。このため、帰還促進し町民が、浪江町で生活再建ができるよう、未給水地域での飲料水の確保の支援を行う。</p> <p>・生涯学習に取り組める環境を整備し、帰還を促進するために必要な飲料水確保を行う。</p>					
事業概要					
<p>・棚塩産業団地及び北・南産業団地等への用水を確保するため</p> <p>・配水管の設計及び配水管布設工事(L=800m)を行う。また、来年度以降に布設する配水管路については、市街地領域になるため、他の埋設管路、道路幅員、JR及び国道横断などの条件により制約されるため、事前の調査による路線決定をするための基本設計を行う。</p> <p>・帰還住民の水源確保に伴う配水管工事(L=100m)を行う。</p> <p>・小野田取水井戸の設計及び増ボーリング工事を行う。</p> <p>・小野田取水場敷地造成及び建築工事を行う。</p> <p>・高区配水場の設計を行う。</p> <p>・帰還住民の水源確保に伴う配水管工事を行う。</p> <p>・生活環境整備として配水管路整備を行う。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 30 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>調査及び比較検討、計画作成</li></ul> <p>&lt;平成 31 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>産業団地計画に伴う配水管布設工事(小野田系統第 1)</li><li>産業団地計画に伴う配水管設計業務委託(苅野系統第 1)</li><li>産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=767.9m(苅野系統第 1:道路拡幅部)</li><li>配水管布設に伴う管網計算等業務委託</li></ul> <p>&lt;令和 2 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=1032.1m(苅野系統第 1:既存道路部)</li><li>産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事(DB方式) L=2,010m</li><li>産業団地計画に伴う井戸設計に係る需要量調査及び管網計算業務委託</li><li>小野田取水場建築設計及び井戸の詳細設計業務委託</li><li>産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事(DB方式) L=340m</li></ul> <p>&lt;令和 3 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事(DB方式) L=800m</li><li>産業団地計画に伴う小野田配水管基本設計</li><li>帰還住民に伴う配水管工事 L=100m</li></ul>					

- ・小野田取水場造成工事
- ・小野田取水井戸詳細設計業務委託
- ・高区配水場設計
- ・帰還住民に伴う配水管工事 L=130m

<令和4年度>

- ・配水管工事（高瀬地区） L=71m
- ・帰還住民に伴う配水管工事 L=140m
- ・帰還住民に伴う配水管工事 L=140m
- ・帰還住民に伴う配水管工事 L=160m

**地域の帰還・移住等環境整備との関係**

・これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直しのために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起すものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。

・震災前より町営高瀬野球場では、スポーツ少年団、中学校、高校での部活動及び社会人チーム等による各種野球大会等が年間を通して開催されていた。また、当該施設に隣接している宿泊機能を備えた施設「いこいの村なみえ」は、平成30年度より営業を再開しており、本年度には、近接する丈六公園の整備が完了予定であることから、今後、周辺一帯は町民・研修旅行参加者の交流の場・憩いの場として更なる利用増加が見込まれている。

また、今現在も、町代表チームとしての活動のほか、避難先等において、独自に活動を続けている団体が存続しており、盛んに交流を図っている状況もあることから、それぞれの避難先から大会等を通じ交流することで、避難住民の帰還、更には新たな住民の定住促進にも繋がり、地域の再生を加速させるものである。

(利用見込人数 約1,500人/年間)

**関連する事業の概要**

**生活環境整備事業**

令和3年度 町営高瀬野球場の復旧にあたり、被害状況の調査を行い、その調査結果を受け、実施設計を行う。

令和4年度 町営高瀬野球場復旧工事

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**

--	--